

南アフリカ共和国における難民受け入れの現状と課題
～コンゴ民主共和国出身者の移動の経緯と生計活動～

日時：2020年6月11日（木）18:00～20:30 ウェビナー形式で実施

講師：日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 佐藤千鶴子

【概要】：コンゴ民主共和国（以下、コンゴ）では、様々な紛争により多くの難民や国内避難民が発生しています。しかし、日本においてはコンゴで紛争が発生する歴史的背景や、政治的な状況に関する知見がほとんど整理されて来ませんでした。そこで、難民研究ジャーナル9号では「紛争と難民—コンゴ民主共和国から考える」と題し、アフリカをフィールドに活躍する研究者3名をお招きし、それぞれの切り口でコンゴ難民に関する分析を行っていただきました。今回の研究会では、南アフリカの難民受け入れについて、南アフリカで暮らすコンゴ難民に焦点をあてて論じていただいた佐藤先生をお迎えしました。この報告書では、当日の講演内容を紹介し、質疑応答の様子をお伝えします（講演会資料も併せてご覧ください）。

【目次】

【講演概要】.....	1
I. 南アフリカの難民保護制度.....	1
II. コンゴ民主共和国出身者の南アフリカへの移動の経緯.....	4
III. 南アフリカにおけるコンゴ人の生計活動.....	6
おわりに.....	7
【質疑応答】.....	8

【講演概要】

I. 南アフリカの難民保護制度

難民条約への加盟と難民法の制定（資料 p.4 参照）

- ・難民の地位に関する条約（1951年）・議定書（1967年）
- ・アフリカ統一機構（OAU）の難民条約（1969年）

OAUにおける難民の定義：1951年の条約に「紛争から逃れる人」を加えた。

・南アフリカは1994年にアパルトヘイト体制が廃止され、民主化。1995～96年に上記2つの国際条約に加盟。

1998年：南アフリカ国内で難民法を制定。

2000年：難民法施行、施行規則が定められる。

難民法と難民法施行規則 (P.5)

- ・庇護申請者は難民受付事務所で庇護申請を行い、証明書を受け取る。
- ・証明書の有効期限：1～6ヶ月（非常に短く、定期的な更新が必要）
- ・庇護申請の結果は6ヶ月以内に通達と施行規則で定められているが、結果が来るのは稀。
- ・申請が却下された場合は上訴が可能である（上訴を行い、10年以上にわたって難民申請者として滞在している家族もいる。）
- ・難民認定された人には認定書が付与される（2年間有効＋要更新）
- ・南アフリカには難民キャンプが無い。
- ・難民申請者の権利：難民は居住の自由（家を借りることが可能）。南アフリカ人同様の就労や就学の権利、医療サービスを受ける権利。
- ・難民認定者の権利：子ども手当や年金など、南アフリカ人と同等の社会保障。難民パスポートの支給、5年以上の滞在で永住権を申請する権利。

南アフリカの難民法は他のアフリカ諸国と比べ、リベラル。だが、難民認定の際は、役人や難民受付事務所の人に賄賂を支払うケースも多くある。報告者の聞き取り調査に対して、明確な迫害の恐れを説明できた人でも10年間以上難民認定されていない人も存在する。一方、迫害の状況や国の状況の詳しい説明が出来ない人が難民認定されている場合もあった。

コンゴ民主共和国（以下、コンゴ）出身者の経験 (p.6)

- ・南アフリカへの移動後は最寄りの難民受付事務所で庇護申請をすることが最優先。
→庇護申請を行うことで正規の滞在資格を得ることができ、強制送還を防げる。受付事務所は出身国の人と出会う場でもあり、仕事などの情報を共有する。また、南アフリカへ先に移動した親族の連絡先を知ることができる場でもある。
- ・庇護証明書の有効期限は1～6カ月と短期間で、頻繁な更新は負担。
→事務所に行くために、仕事を休まないといけないこと、移動費などの経済的負担＋役人が横道な態度で、申請の経緯を聞いてくれないなどの精神的な負担
- ・受付事務所は混雑しており、午前3時から並ぶ人もいる。
- ・更新が期限内にできない場合、罰金を支払えば、更新が可能。しかし、経済的負担が大きい。
- ・警察官からの尋問を避けるための工夫として、多くの女性が、外出する際に赤ん坊を背負ったり、子どもを連れて行くなどの実践を行っている。

難民認定の仕組み 難民認定プロセス (p.7: 図1 参照)

- ・庇護申請が却下された場合は上訴が可能 (しかし、時間を要する)
- ・上訴も却下された場合は非正規滞在者となる (訴訟も可能だが、時間と費用がかかるため簡単では無い)

難民認定と庇護申請者の推移 (p.8: 図3 参照)

- ・1993年から1996年: 難民認定の多くがモザンビーク出身者。

背景: モザンビークで1970年代から1992年まで続いた内戦。

経緯: 1992年に内戦が終結。UNHCRの支援のもと南アフリカで難民認定が進む。モザンビークへの帰還を選択しない人々への正規滞在を認めるための事業、帰還を希望する人たちのための帰還事業、また1990年代後半のアムネステイーで永住権・市民権を獲得した人がいたことなどにより、難民数が減少。

- ・1997～2015年: 申請者、難民認定者ともに増加の傾向

- ・2016年: 庇護申請者と難民認定者ともに減少。

背景: 南アフリカ内務省が庇護申請と難民認定証の有効期限が切れているケースを統計から除外。しかし、有効な滞在許可を失った後も南アフリカに滞在する人が一定数いると考えられる。

・**難民の主な出身国 (pp.9～11)**: ソマリア、コンゴ、エチオピア、ジンバブエ (出身国の内訳は、2010年代の半ばごろからほぼ変化がない。)

- ・2008年以降、庇護申請が却下される件数が大幅に増加。

→申請件数が増加したために、行政の処理能力を越えて判断が先送りされる件数も増加している。2008年以降の難民認定率は10%前後になっている。

2008年～2011年: ジンバブエからの庇護申請件数が急増

背景: 2008年の国会選挙と大統領選挙に伴い、野党の支持者に対する迫害が発生。経済的にもハイパーインフレが起きて人々の生活が疲弊。政治的・経済的混乱を逃れる人々が南アフリカ共和国に逃れ、庇護申請をした。南アフリカの庇護申請件数が増え、結果的に南アフリカの庇護申請システムを機能不全の状態に陥らせることに繋がった。

・難民認定率

2006年と2016年の比較: 2008年～2011年の時期を間に挟み、難民認定率が大幅に低下 (コンゴ人は52% (2006年) から16% (2016年) に減少)

※ただし、判断件数も増加している。難民認定を却下された人々が上訴し、庇護申請者として南アフリカに留まり続けている。

・混在移動 (mixed migration) (p12)

南アフリカへの移動の状況は、難民研究者の間で使用されるようになった混在移動といえる。この概念が打ち出された背景：移民と難民・庇護申請者の間の区別が従来考えられてきた程、明確なものではない、あるいはなくなっているのではないかという認識の広まり。

・難民政策の見直しへ (p. 13)

南アフリカでは、近年、難民政策の見直しが行われ始めている。

・庇護申請者から居住の自由や就学・就労の権利を奪おうとする内容

・難民から永住権を申請する権利も剥奪する提案

→現時点では立法化されていない白書の段階。この白書は、移民・難民を社会統合の対象ではなく、一時的な滞在者として捉える内容。現在のコロナ危機による経済的困窮がこの方向性に拍車をかける可能性があるのではないか。

II. コンゴ民主共和国出身者の南アフリカへの移動の経緯

- 調査方法：インタビュー調査 (p.15)

2014年：ケープタウンでのインタビュー調査 (コンゴ人男性 72人、女性 18人)

・男性が主な回答者 (約 8割)。調査協力者であるコンゴ人男性を通じて雪だるま式にアプローチ。彼の友人・知人とそのネットワークをもとに調査を実施。

2018年：ジョハネスバーグでのインタビュー調査 (コンゴ出身女性 35人、男性 10人)

・女性が主な回答者 (77%)。移民が集住するヨービル地区で活動する移民・難民の当事者団体の紹介を受けてインタビュー実施。

※いずれの調査でも庇護申請者と認定難民がインタビュー対象者の多数を占めた。南アフリカに住んでいるコンゴ人の多くが庇護申請者・難民として暮らしていることを反映している

コンゴ人の移住先としての南アフリカ (p.16、17)

コンゴ人の主な移住先は近隣諸国。難民キャンプで難民として生活をしているコンゴ人が多い。近隣諸国以外での移住先としては、ベルギー、フランス、3番目に南アフリカ共和国。

・第一期：1988年、89年ごろ～1993年ごろ（モブツ政権の末期）

背景：コンゴ内での軍による大規模な略奪やデモの鎮圧、コンゴ南部カタンガ州で起こったカサイ州出身者に対する民族的迫害。政治的混乱・経済危機。冷戦中はモブツ政権を支持していた欧米諸国が冷戦以後、コンゴ人へのビザ発行を渋るようになった。そのため、相対的に移住しやすい国として南アフリカが登場した。

・第二期：1996～2002年

・第一次・第二次コンゴ戦争では多くの難民が隣国に設置された難民キャンプに逃れた。南アフリカにはモブツ政権が崩壊した1997年5月以降、政権の側近・軍の高官とその家族などが避難。彼らは政権崩壊前から、南アフリカで住宅を購入するなど体制崩壊に備えていた。

→当時の南アフリカへの移動は、モブツ時代のエリート層が中心であった。

・第三期：2002年～

・第二次コンゴ戦争は2002年に終結したが、南アフリカでのコンゴ人庇護申請者数は増加。

庇護申請の背景：経済的・政治的な理由、徴兵忌避、和平後もコンゴ東部で続いていた戦闘から逃れるなど移動の理由は多様。非正規移民となることを避ける為に、庇護申請を行う人が増えたことも申請者数増加の一因。一部のコンゴ東部出身者の中には、タンザニア、ザンビア、モザンビーク等の難民キャンプを経由してくるケースがある。必ずしも、南アフリカが最終目的地であるわけではない。

移動の理由：2014年ケープタウン調査（詳しくは資料 p.19、p.20 参照）

①経済的な理由：父の死後、家計が苦しくなり、兄が先に移動していた南アフリカへ移住。

②兵士をやめる為：自らの意思で兵役についたが、「何のために命をかけているのか」わからなくなった。コンゴでは軍をやめることはできないので、軍から逃れる為にコンゴを脱出。

③政治的迫害：カタンガ州知事が野党支持者に嫌がらせを始めたため。

④暴力から逃げるため：コンゴ東部で起こったマイマイ（民兵組織）の襲撃から逃れるためザンビアの難民キャンプへ。その後、南アフリカへの移動を決意。

移動手段：2014年ケープタウン調査

・国際線が6人、他は陸路

・大小のバスを乗り継ぐ、長距離トラックのヒッチハイク、徒歩、ブローカーなどを利用。

多くの人がコンゴのルブンバシから、ザンビアとジンバブエを経由し南アフリカ共和国に入国した。（密入国業者を利用したルート）国境越えの際にはワニがいる川を命がけで渡って来るケースもあり、決して安全なルートではない。また、ザンビア等の国々での足止めや川を渡る際に流される等のリスクにさらされながらの移動となる。

2002 年以降、南アフリカに来たコンゴ人は、社会・経済的属性が多様である。

女性の移動理由：2018 年ジョハネスバーグ調査（35 名）

- ・戦争に伴う暴力と不安全：東部（南北キヴ州）出身者が多く、彼女たちの中には暴力やレイプから精神的なダメージを受けている女性たちも含まれる（10 名）。
- ・政治的迫害：夫、父親などの家族の男性メンバーの政治活動参加が理由で迫害を受けるようになり、家族と一緒に南アフリカへ避難したケースが多い（14 人）。
- ・家族統合：政治的・経済的理由により、先に南アフリカに来ていた家族やボーイフレンドに呼び寄せられたため。親族ネットワークや社会的ネットワークによる移動も行われているといえる（11 人）。

コンゴ東部出身女性の事例（詳しくは p.23 参照）

ルワンダ人の血を引く夫が反政府勢力の支持者だと疑われ、殺害された。本人も逮捕され、迫害を受けた。刑務所から逃げ、家に帰った際に既に学校に出た後だった長女をおいて、その下の子供達だけを連れて南アフリカに逃げてきた。

→コンゴ東部の人であっても、紛争など一般的な暴力から逃れてくるというよりは、個別な理由に基づく、迫害と暴力が組み合わさって避難の必要に迫られたといえる。

III. 南アフリカにおけるコンゴ人の生計活動

2014 年：ケープタウン調査

- ・警備員（22 名）：同国出身者の人的ネットワークを使って職を紹介してもらっているケースが多い。また、南アフリカは治安が現在でも悪いため、警備会社が多い。
- ・サービス業（9 名）：ケープタウンは観光業やレストランなどのサービス業が盛ん。
- ・自営業（22 名）：主に夜間に路上駐車補助兼監視をしてチップで生計を立てる人、理髪店や露天商を営む女性など。しかし収入が安定していない。

・ケープタウンでの調査の結果

平均月収は 3000 ラント以下。2019 年に定められた南アフリカの最低賃金は 20 ラント/時。一般的には 8 時間勤務が多いが、警備員の仕事は 12 時間シフト働く人もいる（インタビューを行った時点ではまだ最低賃金が定められていなかったが、2019 年に定められた最低賃金以下で働いていた人が非常に多かった。）

- ・家賃の金額には地域差があるが、家賃や交通費を収入から引くと 1 ヶ月に使えるお金は限られている。そのため、コンゴに送金している人は少ない。経済的に厳しいためオーバーワークをする人も多い。

ジョハネスバーグ調査 (p. 29)

・インフォーマル・セクターの零細ビジネス (20 名) : 露店商、髪結や理髪店など

自営で生活する女性の多くはコンゴでも同様の職についていた。自らの技能と経験を活かして南アフリカでも生計を立てようとしている。しかし、彼女らが無断で露店商売をしているため、警察の取締りなどが行われており、摘発で売り物である商品を失う女性たちもいる。

・家事労働 : かつては、白人家庭に住み込みで家事などを行っていた人が多かったが、近年は日雇いで家事労働を行うことが多くなった。1 日約 150~200 ラント稼ぎ生活をする人、露店商と掛け持ちしている人が多い。

※女性の暮らしぶりについては、配偶者の有無による違いがあった。

・シングルマザーは節約をするために、他の家族と部屋をシェアして暮らしている人もいる。

・難民は外国人が集住するヨービル地区に住むことが多いが家賃は安くない。難民支援団体からの家賃・生活支援も存在するが、一時的なものである。インタビューを行っても家賃をどのようにして払っているか不明なこともあり、「神の御加護により生きている」と説明する人が女性では多い。

おわりに

南アフリカでは現在も外国人を標的とした暴力事件が毎年のように発生している。背景としては南アフリカの失業率の増加と特に 2010 年以降の難民・移民人口の増加が考えられる。コンゴ人の庇護申請者や難民の多くが南アフリカに正規で滞在をしているが、職は非常に限られており、不安定な生活を続ける人や将来に対する不安を抱えながら生活をしている人が多く存在する。

南アフリカでの新型コロナウイルスについて

3 月末からのロックダウンにより、難民受付事務所など沢山の施設も営業を停止していた。6 月以降、少しずつ緩和されているが、未だに露店での商売は禁止されている。また、南アフリカ政府が生活困難な家庭などに食料や給付金を配布しているが、難民・移民は基本的に給付対象外*。今後の難民・移民への対応がどのようなになるかは予想がついていない。

* 難民認定を受けている人は給付の権利があるが、申請の際に困難があると聞いている。また、本講演会後の 6 月 19 日、難民支援団体から提出された緊急訴訟を受けて、庇護申請者と一定のビザ保有者を給付対象に含めるよう高等裁判所命令が発令された。

【質疑応答】

Q. 南アフリカ政府が難民条約と OAU の難民条約に加盟した経緯は？

A. 1994 年のアパルトヘイト廃止後に新しい憲法が起草され、基本的人権を尊重し、国際社会復帰への第一歩として国際連合の条約に加盟した。OAU に関しては、アフリカ大陸の 1 カ国として OAU の難民条約への加盟は当たり前のことであった。アパルトヘイト時代には難民法は存在しなかった。最初に南アフリカ国内で難民法を制定する際には、リベラル思考を持っている人が多く参加していた。

Q. 2015 年以降の難民認定率減少の背景として、難民の移動理由や方法が多様化していて従来の国際連合と OAU 難民条約に当てはまらないケースが増えていることや、南アフリカでのゼノフォビアや外国人に対する事件などが頻発していることがあるのか。

A. 認定率が下がった背景の一つは申請件数が増えたこと。申請者の中で、難民認定に値する人がどのくらいいるのかという問題がある。二つ目に、社会の中で 2015 年以降、外国人商店の略奪事件や外国人をターゲットとした暴力事件の増加もあるだろう。それが内務省の役人の思考方法に影響を与えている可能性がある。

Q. 庇護申請者と認定難民の滞在資格と生活状況の安定の関係は？

A. 難民認定を受けていると社会保障を受ける権利が与えられ、子ども一人当たり毎月約 2500 円の子ども手当を受け取れるが、それだけでは不十分。シングルマザーの生活は苦しい。そのため、難民認定の有無よりも、複数の収入源があるかどうか、すなわち配偶者の有無が大きな（生活状況の）違いとなる。

Q. 庇護申請者と難民認定者での生計活動の違いがないと示していたが、難民認定後に永住権や市民権を取得した場合は収入が安定したり、職に就けたりするのか。

A. 永住権や市民権を取得したことによって安定した生活が迎えられるわけではなく、職に就けない人がある。ただし、職業によっては南アフリカ人と永住権保有者に発行されるグリーン ID（表紙が緑のためこう呼ばれる）を提出するように求められることがあり、グリーン ID を取得することで職に就ける確率が上がることもある。あとは、その人が持っている技能が関係してくる、永住権を持っているだけで生活が安定するとは断言できない。難民には表紙が赤いレッド ID が発行されるが、有効期限がある。永住権保有者に発行されるグリーン ID には出身国が記載される。

Q. 難民申請の認定・不認定理由を伝える場や理由を伝える義務があるのか。ナイジェリアでは法律上で判断理由を伝える場が義務付けられている。

A. 南アフリカの難民法の中には判断理由について述べる必要性が有るとは記載されていない。ただ、難民申請が却下され、上訴も却下された場合に、庇護申請者が弁護士を雇い司法審査へいった時には、判断理由について聞くことができるであろう。

Q. (p.13:難民政策の見直し 提案1で) 庇護申請者をセンターに収容し、就学や就労を認めないという案があるが、2003年に南アフリカの上訴裁判所において、当時、庇護申請者に就学や就労を認めていなかったことが、人間の尊厳という点において、憲法違反になるという判決が出た。その際、就労については（当時は）社会的な給付がない中で就労を認めないことが問題となったので、センターに収容して、生活支援が行われるなら、就労を認めないことも可能なのはわかる。しかし、就学を認めないということは子どもの権利条約などもあるため（正当化できるとは）考えにくい。庇護申請中は初等教育も制限するということなのか。それとも高等教育を認めないというぐらいのイメージなのか。」

A. 推測も含まれるが、庇護申請者審査センターの設置は迅速に審査を行いたいという意図があるため、審査期間を短くし、その間は就学できないという仕組みではないか。そもそも南アフリカに来てすぐに就学できるわけではなく、年度始まりまで待つ必要があるケースもある。収容は一時的なものを想定していると思われる。ただし、子供の権利条約の観点から国際条約に違反をしている、あるいは基本的人権の教育を受ける権利等の観点からの批判が出る可能性はもちろんある。まだセンターは設置されておらず、今後どのような方針になるのか定かではない。

Q. 南アフリカでの難民認定数は日本と比べると多いが、難民の方が難民認定をする役人へ支払う賄賂が関係しているのか。

A. 南アフリカは OAU の難民条約参加国のため、紛争国から難民申請をした人も認定される権利がある。紛争が継続しているソマリアからの庇護申請者は難民認定されやすく、数が多い。コンゴの場合は、コンゴ東部では現在も紛争が起っているが、東部だけでなくコンゴ南部や首都キンシャサからの庇護申請者もいる。コンゴ南部やキンシャサから申請した人の中には政治的活動を行ったが故に迫害を受けた人がいるが、政治活動が理由で迫害を受けた庇護者を認定すると南アフリカとコンゴの外交関係にも影響を及ぼす場合があるため認定の判断が困難となってしまうことがある。

Q. (質問者の経験から) 約 10 年前のケープタウンでは、黒人の多くが白人とは別の難民キャンプのような場所で医療を受けていたが、南アフリカにおける難民に対しての医療の状況は改善されているのか。10 年前、南アフリカの HIV 陽性率は 20-30%といわれており、実際に病院でも HIV 陽性は当たり前だった。若い医療者はビクビクしながら採血や処置をしていました。おそらく状況はそう変わっていないと思いますので、そのような状況が難民にも及ぶのではないかと心配している。

A. 南アフリカに滞在する難民の多くは現地の公立病院やクリニックへ通院するのが普通だが、公立病院では長時間待たされることが多くある。女性の場合、お産で病院へいった際に、外国人であることを理由に南アフリカ人の看護師から長時間待たされるなど差別を受けることがある。だが、医療が受けられないというわけではない。また、子どもを産んだ際には、クリニックカードが支給され、子どもの健康診察などが必要な場合には南アフリカ

人同様に無料で医療が受けられる。しかし、過去には南アフリカの大臣が「公立の病院に外国人が押し寄せている。無料ではなく有料にするべき」と発言をした。撤回はされたが移民・難民が増えていることに対して政治家からのゼノファビア的発言も増えている。

Q. 10年前、スーダンの医学生が夢がまずは南アフリカへ行き医者として働くというものであった。現在でもアフリカの中で南アフリカが難民・移民が目指す国となっているのか。

A. スーダンは南アフリカから遠いため判断しにくいですが、コンゴ、モザンビーク、マラウイなどからヨーロッパへ行くのは難しいため、現在も南アフリカへ移住する人は多い。南アフリカへ来るコンゴ人難民女性の中には、移動前は看護師だった人がおり、南アフリカでも看護師として働くことを希望する人がいる。そのためにコンゴの看護学校から卒業証書を取り寄せたりしている人もいます。しかし、南アフリカ看護協会への登録が非常に困難で、実際に看護師として働くことはほぼ不可能な状況である。

Q. 2016年に難民認定率が低下したと指摘していたが、2015年には、ちょうどヨーロッパでの難民危機があった。それに関連して、南アフリカの難民の受け入れを制限するような政策はあったのか。

A. (ヨーロッパの危機が南アフリカの難民政策に与えた影響は分析してこなかったが) ヨーロッパの難民危機は、難民の多くがシリアからだったと思う。南アフリカの場合は、ソマリア、エチオピア、コンゴ、ブルンジ等で、アフリカの国々の中でもサハラ以南からの庇護申請が多い。ヨーロッパ危機の影響はあまり受けていないのではないかとと思われる。

国境を封鎖しなければならないため、庇護申請をする人々を制限することは難しい。正規のパスポートがなくても、国境を越えられるところがあり、つまり、密入国をしている人々が多い。「密入国者をとめるべきである」という議論は常に南アフリカ国内で起きている。南アフリカの場合は、ヨーロッパの難民危機が影響しているというよりは、国内の経済状況が悪化し、失業率が高くなり、国民の不満がゼノフォビアのような形で現れている。これに対応する必要があるということが認定率低下に影響していると考えている。

Q. 難民の多くがなぜヨール地区を居住地として選ぶのか。

A. ヨール地区はアパルトヘイト体制下では白人居住地区であった。体制末期に徐々に黒人が流入し、居住するようになった。1990年代初頭にコンゴ人が南アフリカにやってきたときに、最初に住むようになった地区である。南アフリカの黒人が多く住むタウンシップと呼ばれる居住区では、掘立小屋などを安く借りることができるが、ゼノフォビアの危険性や、現地の黒人の言葉が話せないと生活上厳しい。また、家賃が高くても、他の外国人も住んでいてコミュニティーやネットワークが形成されていて、職も探しやすいためヨール地区を選ぶ人が多い。

Q. 難民認定を受けて入れれば社会保障を受けることができ、経済状況の改善に繋がるのか。難民認定を受けた際に滞在資格として有利になるか。また難民認定を受けた人たちへの公営住宅のようなものはあるか。

A. 難民認定を得たことで職が見つかるということではなく、また子ども手当でのみで家賃を払うことは不可能なため、頑張って職を探したり、他の家族と住居をシェアして生活をする必要があるとなっている。難民に対しての公営住宅などはない。

Q. シングルマザーの人たちは、移動前からすでにシングルマザーだったのか。それとも、南アフリカへの移動後にシングルマザーとなったのか。

A. 夫が迫害を受けて殺され、妻と子どものみ南アフリカへ来る例や、（夫が先に移動し）呼び寄せできた後に南アフリカで離婚をする例がある。離婚をする経緯は、ジェンダーに基づく役割の変化があると考えている。コンゴでは男性が養い、女性が家事をするのが主流だが、南アフリカへ行くと共働きとなり、女性が自立して生活できるようになる。

Q. (コンゴの近年の政治動向を念頭に) 政治的理由で逃げた人たちの認定の現状は？

A. ジョハネスバーグに逃れた難民の多くが、(コンゴで) 新大統領が 2019 年に誕生した際には喜んだと聞いているが、カビラ元大統領の影響力が低下したとは考えられておらず、様子見の状況である。推測になるが、南アフリカ政府の立場からすると、政治的理由で来た人への認定は厳しくなっているのではないかと。南アフリカでは、今年 1 月に難民法の新しい施行規則が導入され、国内で難民・庇護申請者が政治的な活動することを禁止した。また、難民・庇護申請者が自国の大使館とコンタクトを取った場合、滞在資格を失うという規則も導入された。NGO 団体等は新規則の内容について批判しており、今後、訴訟が起こされる可能性はあるが、現在はコロナ危機への対応が最優先となっている。

Q. 「混在移動」の概念の使い方について。移動している「一人の主体」の中で移動の理由が混在しているのか。それとも、集団的にみた場合に混在しているのか？

A. インタビューで得られた回答を分析する際には、最も強いと感じられた移動理由を分類したため、ひとりの人の移動理由が一つであるかのように分析してしまっている。しかし実際には、一人が語る理由の中に政治的要因と経済的要因の両方が含まれている。混在移動という概念には、一人の中で理由が一つではないことと、集団の中にたくさんの方がいて（理由が混在しているという）両方が要素として含まれている。

Q. (ジェンダーに関する質問で) 民族の違いによる文化等の差が出てくるかと思うのだが、民族や言葉が違いどのように家族戦略をたてていくのか

A. コンゴ人の場合、民族的な違いもあるが言語が一つの大きな違い。言葉で集団が分かれている。(コンゴ) 東部(出身者)に関して言えば、エスニック集団の互助組織を作っており、言語や文化を守り、次の世代に繋いでいきたいと思っている。一方で、首都キンシャサなど、もともとコンゴの大都市で暮らしていた人は、エスニック集団の意識が強いとは言えない。

Q. コンゴから南アフリカへの送金を行うことはあるのか

A. コンゴからの送金の例はまれで、南アフリカで稼ぐのが主である。

Q. コンゴでは男性が女性を養うという意識があるが、それが移動の経験を通じて変化していくと述べていた。「女性がなんで稼げているのかわからない」という話もあったが、それは、インタビューアに対して、言えないような仕事をしているような方もいるのか？例えば、売春の性産業に従事している可能性はあるか。

A. 可能性はあるが、言い出しにくい職業（売春等）に就いているかについてはあえて質問はしていない。

（片方が先に南アフリカに移動し、その後パートナーを）呼び寄せとして南アフリカ共和国に来た後に、別れるケースもある。一方で、お互いに支えあうために、カップルになることもある。部屋をシェアしたり、あるいは、女性が男性の家に転がり込むというケースもある。これは売春ではないが、一緒に住むことを通じて、男女関係が生まれることもある。

Q. 南アフリカの白人の人たちは南アフリカでの難民問題について認識があるのか。それとも傍観しているだけなのか。

A. 2008年のゼノフォビア暴動の際には、移民・難民が（南アフリカ人の）白人の家に避難をさせてもらった例がある。政府の政策として、南アフリカの黒人を雇うことを奨励しているが、外国人を雇うことを好む白人が多い。外国人の方が（白人に対して）敵意を持っていないことや、南アフリカの黒人よりも安く雇うことが可能で、能力も高いことがある、などが理由。

Q. 南アフリカの市民権を取得する際のテストが存在するのか。

A. 市民権取得のテストはない。だが、導入を検討していることはあるかもしれない。

(以上)